

東北公益文科大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程

制定 平成27年9月2日
改正 令和4年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、東北公益文科大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為を防止すること、及び研究活動上の不正行為が行われている場合、またはその恐れがある場合に適切に対応するため、「東北公益文科大学における研究行動規範」に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、研究者とは、本学の教員及び本学で研究活動に従事する学部・大学院学生その他本学で行なわれる研究活動に関わる者をいう。

2 この規程において、研究活動上の不正行為とは、研究活動を行う場合における、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったことによる、研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用の行為及びそれらに助力することや、それ以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究活動の公正性を確保するとともに、常に研究活動における倫理を意識してこの規程を遵守することとし、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

(研究データの保存)

第4条 研究者は、研究に関するデータを保存し、必要な場合開示するものとする。

(管理責任体制)

第5条 研究活動上の不正行為を防止するために、本学に最高管理責任者、総括管理責任者、研究倫理教育責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 総括管理責任者は、学部長及び研究科長から学長が指名する。

4 研究倫理教育責任者は、学校法人東北公益文科大学研究活動推進委員会（以下「研究活動推進委員会」という）の委員長をもって充てる。

(最高管理責任者の責務)

第6条 最高管理責任者は、本学における研究活動上の不正行為の防止について大学全体を統括し、最終責任を追うものとする。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為の防止に取り組むために必要な環境や体制の構築を図るよう努めなければならない。

(総括管理責任者の責務)

第7条 総括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、具体的な不正防止に関する対策等を実施するとともに、実施状況を最高管理責任者に定期的に報告するものとする。

(研究倫理教育責任者及び研究者の責務)

第8条 研究倫理教育責任者は、総括管理責任者の指示により、研究者に対する研究倫理教育を定期的に実施するものとする。

2 本学に所属する全ての研究者(本学を本務とする者)は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(不正防止対策等実施体制)

第9条 研究活動上の不正行為の防止に関する対策及び研究倫理教育の実施に関する業務は、研究活動推進委員会が所管するものとする。

2 総括管理責任者は、不正防止対策等を円滑に実施するため、研究活動推進委員会の委員から不正防止対策等実施担当者を指名することができる。

(相談・告発等の受付窓口及び受付体制)

第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する相談及び告発の受付窓口を研究支援室とし、研究支援室は、受け付けた相談及び告発について、直ちに総括管理責任者に報告する。

2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

3 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、且つ、不正とする合理的理由が示されていない限り、受け付けられない。

4 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、且つ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(不正行為に係る報告)

第11条 総括管理責任者は、研究活動上の不正行為が発覚又は疑いが生じた場合は、直ちに最高管理責任者に報告する。

2 総括管理責任者は、当該告発等を行った者(以下「告発者」という。)に対し、更に詳しい情報の提供及び当該告発等に基づいて行う調査への協力を依頼することができる。

(学内調査)

第12条 最高管理責任者は、告発等により研究活動上の不正行為の疑いが生じた事案（以下「当該告発等事案」という。）が発生した場合は、総括管理責任者に対し、当該告発等事案について、研究活動上の不正行為が行われた可能性を概ね30日以内に調査すること（以下「学内調査」という。）を命じるものとする。

- 2 総括管理責任者は、事前調査を円滑に進めるため、研究活動推進委員会に「学内調査チーム」を時限的に設置することができる。
- 3 学内調査チームの構成員は、研究活動推進委員会の委員から総括管理責任者が指名する者及び事務局長が指名する一般職員とし、研究活動推進委員長をリーダーとする。学内調査チームについては、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成する。
- 4 学内調査チームは、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の第三者等調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、調査を行う。
- 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての学内調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 6 総括管理責任者は、学内調査を踏まえ、研究活動上の不正行為が行われた可能性について、最高管理責任者に報告することとする。
- 7 最高管理責任者は、学内調査の結果等に基づき、当該告発等事案について、更に第三者を含めた調査（以下「第三者等調査」という。）を行うべきか否かを速やかに決定し、告発者及び被告発者に対し、理由を付してその結果を通知するものとする。
- 8 前項に規定する通知を受けた告発者及び被告発者から、当該調査の結果に異議の申し出がなされた場合は、必要に応じて総括管理責任者に学内調査の再調査を求めることができる。
- 9 最高管理責任者が第三者等調査を行うべきと決定した場合は、「第三者等調査委員会」を設置し、速やかに調査を開始するものとする。また、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、調査を行う旨を報告するものとする。

(第三者等調査委員会)

第13条 第三者等調査にあたって設置する「第三者等調査委員会」については、全ての委員を告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成するものとし、委員の半数[以上]を本学に属さない外部有識者とする。

- 2 第三者等調査委員会の委員は、最高管理責任者が推薦した者を理事長が選任するものとする。
- 3 最高管理責任者は、第三者等調査委員会を設置した時は、第三者等調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して、第三者等調査委員に関する異議を申し立てることができる。
- 5 最高管理責任者は、前項の異議申し立てがあった場合は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る第三者等調査委員会委員を

交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(第三者等調査)

第14条 第三者等調査委員会における調査は、告発者から指摘された論文、実験データその他の資料の精査及び関係者からのヒアリングにより行い、次の各号の事項について調査を進めるものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
- (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定できる場合、その内容、関与した者とその関与の度合い等
- (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定できる場合、告発が悪意に基づくものであったか

2 第三者等調査委員会は、前項の調査において、告発者及び被告発者に対して関連資料の提出並びに意見の聴取等の協力を求めることができる。

3 第三者等調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

4 第三者等調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

5 第三者等調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

6 第三者等調査委員会は、調査開始後の概ね120日以内に調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知)

第15条 最高管理責任者は、前条第3項の調査の結果、若しくは学内調査で最終決定された調査結果について、告発者及び被告発者並びに当該告発等事案の関係者に通知するとともに、学校法人東北公益文科大学理事会に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、最高管理責任者は、当該告発等事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び関係省庁に調査結果を報告するものとする。

(不服申し立て)

第16条 告発者及び被告発者は、前条第1項に規定する通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申し立てをすることができる。

2 不服申し立ては、その趣旨、理由を付した文書によるものとする。

3 最高管理責任者は、不服申し立てを受けたときは、第三者等調査委員会に再調査を行うか否かの審査及び再調査を依頼する。ただし、不服申し立ての趣旨が、第三者等調査委員会の構成等に関する場合で、最高管理責任者が必要と認める場合は、第三者等調査委員会の構成を変

更した後に審査及び再調査するものとする。

4 最高管理責任者は、不服申し立てを受けたときは、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。不服申し立ての却下や再調査開始の決定をした時及び再調査の結果についても同様とする。

5 最高管理責任者は、第三者等調査委員会の審査結果を受け、告発者及び被告発者にその結果を通知する。

(再調査)

第17条 最高管理責任者は、再調査を行うことが決定した場合、不服を申し立てた告発者又は被告発者に対し、第15条第1項の調査結果を覆すに足る資料等の提出や当該告発等事案の速やかな解決に必要な協力を求めることとし、その求めに対し必要な協力を行わない場合は、再調査を行わない、又は打ち切ることができる。

2 第三者等調査委員会が、再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から概ね50日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告する。

(秘密漏洩の防止)

第18条 告発等の受付けから調査に関わる教員並びに一般職員は、相談、告発、調査内容及び告発者の秘密保持を徹底し、業務遂行時の情報の伝達・管理等においても、適切な方法を講じるものとする。

2 調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意思に反して諸情報が漏洩しないように努めるものとする。

(調査資料の提出)

第19条 総括管理責任者は、当該告発等事案に係る研究が他機関等からの資金配分を受けて実施されたものであった場合、当該資金配分機関等からの要求があるときは、調査関係資料を提出又は閲覧させることができる。ただし、当該調査に支障がある場合等は、この限りではない。

(調査結果の公表等)

第20条 最高管理責任者は、第14条第3項又は第17条第2項の調査結果の報告（以下「結果報告」という。）が、研究活動上の不正行為が行われた、との報告であった場合、次の各号に掲げる事項を公表することとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 調査の方法等
- (4) その他必要と認められる事項

2 最高管理責任者は、結果報告が、研究活動上の不正行為が行われていない、との報告であった場合、調査結果等の公表は行わない。ただし、結果報告がなされる前に、当該告発等事案に係る情報が外部に漏洩された場合等については、不正行為が行われていないこと、調査の方法等について、公表することとする。

3 最高管理責任者は、結果報告が、当該告発等事案が告発者の悪意により告発されたものである、との報告であった場合、告発者の所属及び氏名を公表する。

4 最高管理責任者は、公表する内容に学生等が含まれている場合は、事案に応じて適切に配慮

するものとする。

(不正行為等に対する処置)

第21条 研究活動上の不正行為を行った研究者に対し、就業規則等関連規程の規定に則して適切な処置を行うものとする。

2 悪意に基づく告発を行った者に対し、就業規則等関連規程の規定に則して適切な処置を行うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 告発者は、告発等をしたことを理由として、不利益を受けることは無い。

2 被告発者は、単に告発等があったことをもって、研究活動を全面的に禁止するなどの過度の措置を受けることは無い。

(その他)

第23条 この規程の施行に関し、必要な事項については最高管理責任者が別に定める。

附則（平成27年9月2日制定）

この規程は、平成27年9月3日から施行する。

附則（令和4年3月29日改正）

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。（受付体制、学内調査及び第三者等調査委員会等における具体的な対応の整理）